

NOTTV IC カード規約

株式会社mm b i（以下「当社」といいます）が発行する NOTTV IC カード（以下「本カード」といいます）は、以下に規定する全ての事項（以下「本規約」といいます）を確認し、同意いただいた上でご使用ください。お客様は、本カードのパッケージを開封したとき又は当社が運営する本カード専用の WEB サイト（以下「本カード専用サイト」といいます）にて当社所定の操作を行ったときに本規約に同意したこととなり、当該時点より本規約が有効に適用されます。

第1条（使用目的等）

本カードには、V-High 放送（移動受信地上基幹放送をいい、以下「放送」といいます）における著作権保護等、放送を受信することができる機器（一般社団法人電波産業会（ARIB）の技術的基準に適合した機器をいい、以下「受信機」といいます）を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、お客様は、本カード対応の受信機に本カードを装着することにより、放送された番組を受信し、視聴することができるようになります。お客様は、当該視聴の目的（以下「本目的」といいます）に限り、自らの責任において本カードを使用することができます。

第2条（所有権等）

1. 本カードの所有権は当社に属するものとし、当社は、本規約に基づきお客様による本カードの使用が中止されるまで、お客様へ本カードを貸与します。
2. 本規約に基づくお客様への本カードの使用許諾は、お客様に対する何らの権利移転を意味するものではありません。

第3条（使用環境）

1. 本目的を達成するために必要な受信機、ディスプレイその他必要な付属品や契約等は、お客様の責任において準備し又は手続等を実施するものとします。
2. 受信機の機種・仕様等により、利用できるサービスや機能が異なります。お客様は、自らの責任において利用できるサービスや機能を確認するものとし、お客様が準備した受信機において、サービスや機能の全部又は一部を利用することができなかつた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第4条（使用）

受信機の種類によって、本カードの IC 部分を取り外して使用する場合と IC 部分を取り外さずに使用する場合がありますので、受信機のカード挿入口をよく確認して正しい方法で本カードを使用してください。誤った方法での使用は、受信機又は本カードの故障の原因になります。なお、破損の恐れがありますので、IC 部分の取り外しの際は必要以上に力をかけないでください。また、切断面で手や指を傷つける可能性がありますので、本カードの取扱いには十分にご注意ください。

第5条（有料基幹放送契約）

1. 当社及び他の V-High 放送事業者（認定基幹放送事業者をいい、以下「他会社」といいます）が定める有料基幹放送

契約約款等（以下「約款等」といいます）に同意の上、当社及び他会社との間で有料基幹放送契約（以下「放送契約」といいます）を締結しているお客様は、当社及び他会社が提供する有料放送その他関連サービスを利用することができます。

2. 前項の放送契約の成立時期は、放送契約の料金プラン毎に、以下のとおりとします。

(1) 基本契約プラン

お客様による本カード専用サイトからの放送契約の申込みに対し、本カード専用サイトの画面上で当該申込みに対する承諾の通知を表示したとき。

(2) 定期契約プラン

本カードを受信機に装着し、初めて放送の受信を開始（以下「受信開始」といいます）したとき。

3. 受信開始日や経過日数等は本カードの券面には印字されませんので、お客様の責任において期間の管理を行ってください。

第6条 削除

第7条（管理）

1. お客様は、本カードの紛失、盗難及び破損のないように十分注意して使用・保管してください。
2. お客様が本カードを紛失した場合、本カードが盗取、偽造若しくは変造された場合、又はお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負わず、サービス利用料の払戻しもいたしません。
3. 本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。また、本カードの台紙に記載された注意事項等をよくお読みになり、本カードを適切に取り扱ってください。
4. お客様が本カードを保有している間は、本カードの台紙を大切に保管してください。
5. 本カードが不要となった場合は、当社が別途指定する方法に従ってください。

第8条（交換等）

1. 本カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、以下に記載するカスタマーセンターにご連絡ください。

NOTTV カスタマーセンター

電話番号：0120-592-360

受付時間：午前10：00～午後6：00（年中無休）

ホームページ：<http://www.nottv.jp/>

2. 本カードの故障による受信障害の場合は、当該故障がお客様の不適切な取扱いに起因するものである場合を除き、当社の負担において本カードを交換させていただきます。
3. 当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、本カードの故障により放送を受信又は視聴することができず、お客様又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
4. 本カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合により本カードを交換する必要が生じた場合、お客様に対し本カードの交換をお願いすることがあります。当該交換の方法等は、当社からお客様に対して通知し又は

当社オフィシャルサイト等に掲載いたします。なお、当該交換を行っていただけない場合にお客様が被る不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第9条 削除

第10条 (払戻し等)

お客様は、約款等に定められたサービス利用料について、当社、他会社その他第三者に対して払戻しや換金を要求することはできません。ただし、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止した場合において、定期契約プランに係るサービス利用料をお支払いいただき、かつ使用開始期限前であって受信開始もされていない本カードをお持ちのお客様から要求があった場合に限り、当社所定の方法により、当該サービス利用料の払戻し又はこれに代替する方法によりサービス利用料相当額を補填いたします。

第11条 (禁止事項)

1. お客様は、当社による事前の承諾又は同意を得ることなく、以下の各号に定める行為を自らし、又は第三者にさせてはならないものとします。お客様が以下の各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、当社は当該お客様に対して、本カードの使用を中止し、本カードを当社へ返還していただくよう要請することができるものとし、お客様は当該要請に従わなければならないものとします。お客様が当社の要請に従わない場合、当社は、強制的に放送の受信を停止させることができるものとします。

- (1) 本目的以外のために本カードを使用すること。
- (2) 本カード（本カード内部のプログラム、その他記録されている情報を含みます）を複製、分解、改造、変造、解析又は改ざんする等の本カードの機能に影響を与え、又は本カードに利用されている当社又は第三者の知的財産権等の権利の侵害に繋がるおそれのある行為をすること。また、これらを実施された本カードを、本目的であるか否かにかかわらず使用すること。
- (3) 盗取、偽造その他不正な方法で本カードを取得し、又は取得されたものであることを知って、本目的であるか否かにかかわらず使用すること。
- (4) 受信機以外の機器（著作権保護に対応していない機器等）に本カードを装着し、使用すること。
- (5) 有償又は無償を問わず、本カードを第三者に対して販売、貸与、譲渡又は使用許諾その他の処分をすること。
- (6) 本カードを個人的かつ非商業的な範囲を超えて使用すること。
- (7) 本カードを公序良俗その他法令等又は本規約に反する行為に使用すること。
- (8) 本カード又は放送（番組・コンテンツを含む）を通じてお客様が取得する各種情報に付されている著作権表示又はその他の権利表示を削除したり、変更したりすること。また、本カード又は放送（番組・コンテンツを含む）を通じてお客様が取得する各種情報を、当社、他会社その他第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又は利益を損なう態様で使用すること。

2. お客様が前項その他本規約の規定に違反することによって当社又は他会社が損害を被った場合、当社又は他会社は、お客様に対して当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第12条（使用履歴等）

当社は、お客様による本カードの購入履歴、使用履歴及び番組・コンテンツの利用（視聴・閲覧等）履歴データ、プロフィール情報、ユーザ ID 並びに受信機 ID 等の情報（個人情報を含みます）を取得し自ら利用すること、及びこれらの情報を番組・コンテンツにかかる権利者、他会社その他当社が本カードを通じて提供するサービスに関連する会社等に提供することができるものとします。ただし、これらの情報のうちお客様の個人情報に該当するものの取扱いについては、当社が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に従います。

第13条（責任制限）

1. 当社は、お客様に対し、本カードが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、また、お客様が本カードを使用したこと又は使用できなかったことに起因してお客様又は第三者が被った直接的又は間接的な損害（受信機、番組・コンテンツ等データの破損を含みますが、これらに限りません）について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
2. お客様が第三者に本カードを使用させることにより、お客様又は第三者が被った損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 当社は、本カードに対応するシステム、プログラム等の保守・点検を行う場合、当該システム、プログラム等の障害等が発生した場合、又は当社が本カードの運用上必要であると判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、本カード又は当社及び他会社が提供する有料放送その他関連サービスの全部又は一部を中止することがあります。これらの場合によりお客様が被った損害について、当社は一切の責任を負いません。

第14条（権利譲渡等の禁止）

お客様は、当社による事前の同意を得ることなく、本規約に基づき生じた権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第15条（本規約の変更及び廃止）

1. 当社は、お客様へ事前に通知することなく、本規約を変更又は廃止することができるものとします。この場合、当社は、本規約の変更又は廃止の旨を当社の WEB サイト（オフィシャルサイト又は本カード専用サイト）に掲載し、又はこれと同等の方法によりお客様に対して公表・周知します。なお、当社が別に定めない限り、これらの方法による公表・周知を開始した日に本規約は変更され又は廃止されるものとします。
2. 当社が本規約を廃止した場合には、お客様は、当社が別に認める場合を除き、いかなる理由においても本カードを使用することはできません。
3. お客様は、いかなる理由によるものであれ、本規約の廃止に起因して、当社に対して損害賠償、補償金その他の支払いを求めることはできません。

第16条（分離性）

本規約のいずれかの規定又はその一部が法令等により無効となった場合は、当該無効になった部分に限って本規約から削除されたものとみなします。

第17条（適用）

お客様が本カードの使用を中止した場合、当社からの要請により本カードの使用を中止することとなった場合又は本規約を廃止した場合であっても、第2条第2項、第8条第3項、第10条乃至第20条の規定は、お客様に対し有効に適用されるものとします。

第18条（輸出）

お客様は、本カードを国外に持ち出す場合、日本国及び諸外国の輸出入関連法規類を遵守するものとし、それらに違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客様自身の責任でこれを解決するものとします。

第19条（準拠法）

本規約の効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第20条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

附則

本規約は2014年11月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2015年4月1日から実施します。

附則

1. この改正規定は、2015年12月17日から実施します。
2. 当社は、当社及び他会社が提供する有料放送その他関連サービスが終了することに伴い、2016年6月30日をもって本カードの取扱いを全面的に廃止します。

附則

この改正規定は、2016年6月10日から実施します。